

6. 入所施設のあり方

～検討資料～

検討項目(案)

(1) 入所施設の役割

- ・ 障害児の入所施設の役割について、どのように考えるか。

※ 入所施設が必要な理由として考えられること (例)

- ① 濃厚な医療、リハビリが必要 (=比較的短期の利用)
- ② 濃厚な医療、介護等が必要 (=重症心身障害児や重度の行動障害がある場合
で、居宅での対応が困難と考えられる場合)
- ③ 保護者の疾病、障害等の理由で、居宅での対応が困難
- ④ 保護者の養育放棄、虐待
- ⑤ 保護者の不在

- ・ 障害児施設に社会的養護が必要な児童が入所している一方、児童養護施設に障害のある児童が入所している状況があるが、それぞれの施設の関係について、どのように考えるか。また、現状を踏まえ、どのような対応が考えられるか。

(2) 入所施設の類型について

① 「施設」概念と「機能」概念について

- ・ 障害者自立支援法では、障害者施設について「住まいの場」と「日中活動の場」の昼夜に分け、施設入所支援、生活介護、自立訓練等の機能別に再編が行われたが、障害児施設について、障害児の特性を踏まえどのように考えるか。昼夜や機能別に分けることが可能か。

② 障害種別による類型について

- ・ 障害者自立支援法では3障害について共通化が図られ、また学校教育では障害の重複化への対応のため、障害種別の学校制度（盲・聾・養護学校）から「特別支援学校」の制度への転換が行われたが、障害児施設についてどのように考えるか。
- ・ 共通化する場合でも、それぞれの専門性は維持すべきではないか。また、少なくとも「医療型」と「福祉型」に分ける必要があるか。

(3) 在園期間の延長について

① 知的障害児施設・肢体不自由児施設

- ・ 児童福祉法において満20歳に達した後も引き続き在所できるとされているが、どのように考えるべきか。
- ・ 現在のように処遇の継続性を確保するための措置や現在入所している者の経過措置等を講じた上で、満20歳以降の者については障害者施策の体系の中で支援を行うよう見直すことについて、どのように考えるか。

② 重症心身障害児施設

- ・ 同施設は新規に18歳以上の者を入所させることも可能とされているが、一貫した支援の必要性も踏まえつつ、どのように考えるべきか。
- ・ 見直しについては、医療面・福祉面での処遇の継続性や現在入所している者の経過措置等について、十分な配慮が必要ではないか。

- ・ また、在宅で暮らす重症心身障害児・者への支援についても充実が必要ではないか。

(4) その他

- ・ 入所施設における生活環境のあり方、入所施設と地域との関わりや入所施設が地域の中で果たす役割について、どのように考えるか。